

第3 計画達成に向けた必要な措置の概要

1 国土利用計画法等の適切な運用

土地基本法、国土利用計画法およびこれに関連する都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法等の土地利用関係法の適切な運用により、土地利用の総合的かつ計画的な調整を推進し、適正かつ合理的土地利用の確保と安定した地価水準の実現を図ります。

なお、広域的な影響のある課題等については、周辺市町村と連携して適正な土地利用となるよう調整します。

2 地域整備施策の推進

本市が目指す多核集約型都市の実現に当たっては、各地域の中心となる市街地や集落において、それぞれの生活環境や地域的特性を活かした計画的な整備を進めていくことが重要です。

今後は、持続可能な都市の形成に向けて効果的かつ効率的な行財政運営がより一層求められることから、都市機能や都市基盤などの整備に当たっては、既存ストックの活用十分に配慮したうえで、各地域の自然的、社会的、経済的、歴史的および文化的な特性を活かし、各地域間で均衡の取れた総合的な地域整備施策を推進します。

3 市土の保全と安全性の確保

自然環境の保全、公害の防止、歴史的風土の保存および文化財の保護等を図るため、関係法令を適切に運用し、無秩序な開発行為を防止します。特に周辺に大きな影響を与えるような大規模な開発行為等については、環境影響評価の適切な実施など環境保全に配慮した開発指導に努めます。

また、水害や地震などの自然災害から市民の生命と財産を守るために、本市の地形や地質等の土地特性の把握に努め、ハザードマップ等の整備および普及を推進します。災害の恐れのある区域においては、治水治山施設をはじめとする防災施設や警戒避難体制の整備を推進するとともに、新たなまちづくり条例等の導入による立地規制についても検討を進め、安全性の確保に向けた適正な土地利用誘導による被害予防を図ります。

さらに、安全な避難地および避難路の確保や建築物の不燃化および耐震化の促進、ライフラインの多重化や公共施設の防災機能および耐震性の確保を推進し、災害に強い安全な土地利用を目指します。

4 環境の保全と美しい市土の形成

地球環境の保全に向けて、環境負荷の少ない集約型都市構造の実現を目指します。また、風力、太陽光、雪氷冷熱、バイオマス等の地域特性に合わせた新エネルギーの導入を促進するとともに、温室効果ガスの吸収源となる森林や市街地内緑地の適切な保全と整備を図ります。

農用地や森林の適切な維持管理、雨水の地下浸透の促進、水辺空間等の保全による河川、湖沼および沿岸域の自然浄化能力の維持と回復、地下水の適正な利用等を通じて、水環境への負荷を低減し、健全な水循環の確保を図ります。特に、公共下水道施設の整備、合併処理浄化槽の普及など、生活排水等への対策を推進しながら、河川等の水質の維持および改善を図ります。

また、本市特有の優れた自然環境、文化財や歴史的環境を保護し、保全するため、開発行為等については、都市計画法や景観法、新たなまちづくり条例等の導入に基づく適正な規制および指導を行い、太平山や千秋公園、雄物川など、地域の特性を活かした美しい街並み景観や田園景観、森林景観、水辺景観等の形成に取り組み、都市の魅力向上を目指します。

既成市街地については、住居系、工業系、商業系の用途区分に応じた適正な土地利用の誘導を進めるとともに、市街地内における緑地の確保と緑化の推進に努め、地域の特性に応じた良好な市街地環境の形成を図ります。

また、良好な環境を確保するため、公共事業の計画段階等においても環境保全に配慮します。

5 土地利用転換の適正化

農用地や森林の利用転換を行う場合には、その転換の不可逆性や食糧生産の確保、災害の防止、農業経営の安定、水資源の確保、環境の保全などに及ぼす影響に十分に留意したうえで、農業以外の土地利用との計画的な調整を図りながら、無秩序な転用を抑制し、優良な自然環境と美しい田園景観の確保に努めます。

特に、農業的土地利用を含む自然的土地利用が減少している一方で、耕作放棄地などの低未利用地が増加している状況を踏まえ、低未利用地の有効活用による、自然的土地利用の転換抑制を図ります。

大規模な土地利用の転換を行う場合は、地域に与える自然的、社会的な影響が広範に及ぶ可能性があることから、土地利用計画等を前提とした転換を基本としながら、市土の安全性の確保や周辺環境の保全等に配慮した適正な転換を誘導します。

なお、農地、住宅、工場などの土地利用の混在が進む地域においては、土

土地利用の転換が地域の維持や活性化に寄与する反面、営農環境や住環境、操業環境に影響を及ぼす恐れがあることから、各種施策と十分に調整を図りながら、秩序ある土地利用を誘導します。

6 市土の有効利用の促進

(1) 農用地

農用地の生産性を高めるため、農用地区域における農業基盤等の整備を積極的に推進し、優良農地の確保を図るとともに、農地の流動化の推進により、認定農業者や担い手農業者等への農地の集積および民間企業など多様な主体による農地利用を促し、農用地の効果的利用を図ります。

また、都市と農村との共生に向けて、農業に対する理解を深めるための情報発信や意識啓発に積極的に取り組むとともに、農林資源等を活かしたグリーンツーリズムを推進するなど農地の多様な活用を推進します。

近年の課題となっている耕作放棄地については、これらの取組と合わせて土地情報の管理および提供を推進し、発生を抑制に努めます。

(2) 森林

森林については、その多面的機能が高度に発揮されるよう、周辺の土地利用状況との調整を図りながら、計画的な整備と保全に努めるとともに、林業の持続的かつ健全な発展を図ります。

また、市民をはじめとする多様な主体による管理と活用を推進するとともに、必要に応じて市民のレクリエーション活動の場としての整備を図り、うるおいのある生活環境の形成に向けた有効利用に努めます。

(3) 水面・河川・水路

雄物川や岩見川などの河川については、今後も関係機関と協力しながら計画的な治水対策に取り組むとともに、引き続き、市民にうるおいと憩いを与える親水空間としての整備および活用を図ります。

また、生物の多様な生息および育成空間としての機能の発揮に向けた、適切な水量と水質の確保を図ります。

工業用水については、近隣の地下水利用者に対する必要な配慮を行い、適正な規模の取水を行うよう指導します。また、農業用水については、ほ場整備事業に伴う河川改修と用水路の整備を行い、用水の効率的利用を図ります。

(4) 道路

道路については、円滑な都市活動および経済活動を担う重要な施設として、計画的かつ体系的な整備を進めます。整備に当たっては、広域的な道路体系に配慮しながら、既存ストックの活用を図るとともに、電気通信施設や上下水道等の収容、周辺環境と調和した沿道景観の形成に十分に配慮し、道路空間の有効活用を図ります。

特に、日常的に利用する生活道路については、高齢社会への移行を見据えたバリアフリー化を推進するとともに、歩道や交通安全施設の整備による歩行空間の安全性の確保に努めます。維持管理に当たっては、計画的な舗装や補修等を進めるとともに、沿道の美化活動など、市民をはじめとする多様な主体との協働および連携による管理を推進します。

農業および林業の生産基盤として重要な役割を果たす農道や林道については、周辺環境との調和に配慮しながら、各々の利用目的に応じた適切な道路網の形成と利用の効率化を目指し、計画的な整備と維持管理を図ります。

(5) 宅地

住宅用地については、新たな定住人口の確保および無秩序な市街地の拡大防止に向けて、新たな宅地需要については低未利用地の活用を優先することを基本とします。また、既存の住宅ストックの適切な維持管理や計画的な更新等による良質な住宅ストックの継承、既存住宅の流通促進等による、質の高い居住環境の整備と継続的な利用を図ります。

郊外部においては、地域の特性を活かしたゆとりある居住環境の保全に努めるとともに、既存集落の人口確保およびコミュニティの活性化に資する土地利用方策の導入について検討を進めます。

工業用地については、既存工業団地の未分譲地等への企業誘致の推進による有効利用を図ります。整備に当たっては、環境保全や公害防止、周辺環境との調和に十分に配慮しながら、産業構造の変化や需要に応じた整備に努めます。

事務所、店舗等をはじめとするその他の宅地については、本市の商業・業務拠点となる秋田駅周辺をはじめ、各地域の中心拠点の活力向上を目指し、市街地開発事業等による中心市街地の高度利用と都市機能の集積を進めるとともに、ハード・ソフトの両面から事業者が進出しやすい環境づくりに取り組みます。また、高齢社会への移行を見据え、身近な商店街の維持と活性化を推進します。

各施設の整備に当たっては、高齢化社会への移行を踏まえ、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入など、高齢者を含むすべての市民が安

全で安心して利用することのできる施設づくりを基本とします。

(6) その他

公共・公益施設用地については、既存ストックの活用を基本としつつ、各地域の特性や課題に配慮した適切な場所と規模の用地の確保を推進します。

7 多様な主体の協働および連携による市土運営

成熟型社会への移行による持続可能な都市の形成に向けては、行政をはじめ市民や事業者、NPO（特定非営利活動法人）といった多様な主体が、互いの役割を認識したうえで、積極的にまちづくり活動に参画していくことが求められることから、多様な主体による協働型のまちづくりを推進しながら、適正な土地利用の実現を目指します。

また、土地の適正利用に向けて、各種統計や都市計画法に基づく都市計画基礎調査などの科学的、総合的な調査を推進するとともに、それらを踏まえ、新たなまちづくり条例など必要な方策の研究および導入の検討を進めます。さらに、その成果を広く情報発信することにより、各主体の土地利用に関する理解と意識の啓発を図り、各種土地利用関連計画の実効性の向上を目指します。